

平成 25 年
公益法人に関する概況
(移行期間の総括)

平成 26 年 8 月

内 閣 府

はじめに

「公益法人に関する概況」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 57 条の規定に基づき、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行った結果を取りまとめるものである。

今般、各都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況について取りまとめを行った。

なお、参考として、移行認可を受けて特例民法法人から移行した一般法人及び申請中の特例民法法人の概況を掲載している。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

（情報の提供）

第 57 条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（平成 25 年版について）

平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度が施行され、平成 25 年 11 月 30 日をもって 5 年間にわたる特例民法法人からの移行期間が満了し、公益法人制度改革は大きな区切りを迎えた。

平成 25 年版「公益法人に関する概況」は、移行期間の満了後初めて取りまとめるものであるため、5 年間の移行期間における公益法人の概況データを収録し、言わば「移行期間の総括」としての役割を果たすことについても心掛けた。ただし、移行期間は、法律上移行申請を受け付ける期間であるので、移行申請に対する審査結果はまだ出尽くしているわけではない。また、公益法人としての活動データは、移行認定又は公益認定を受けて 1 事業年度を経過後 3 か月以内に行政庁に提出される事業報告等により把握されることになる。このため、移行期間後の公益法人の本当の意味の全体像が明らかになるのは、次年版以降となるものと考えている。

なお、公益法人制度改革の施行日が平成 20 年 12 月 1 日であり、移行期間の満了が平成 25 年 11 月 30 日であったことから、本書の基となる基本データの集計時点も平成 25 年 12 月 1 日とし、本書における「年度」区分についても、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを基本とすることとした。また、本書のデータの基本時点（平成 25 年 12 月 1 日）に即して、本書を「平成 25 年版」と称することとした。

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

目次

第1章	組織	1
第1節	法人数等	1
1.	公益法人数	1
(1)	社団・財団別	1
(2)	移行認定・公益認定別	2
2.	認定の申請とその処理	4
(1)	認定の申請	4
(2)	認定処分	5
(3)	不認定処分	7
(4)	申請の取下げ等	8
	【コラム① 電子申請等の環境整備について】	9
3.	法人数の変動	10
(1)	解散	11
(2)	公益認定の取消し	11
(3)	合併	12
第2節	社員・役職員等	13
1.	社員等	13
(1)	社員と代議員（公益社団法人）	13
	【コラム② 公益社団法人における「実質の社員」数】	15
(2)	各種の会員	15
	【コラム③ 公益法人の活動を支える「人口」】	17
2.	評議員（公益財団法人）	17
3.	理事	18
4.	監事	20
5.	会計監査人	21
6.	職員	21
第2章	事業	23
第1節	事業年度	23
第2節	公益目的事業等	24
1.	公益目的事業の事業目的	24
2.	公益目的事業の事業類型	27
3.	公益目的事業比率	30
4.	収益事業等	31
第3節	変更認定等	33

1. 変更認定	3 3
2. 変更届出	3 4
第 3 章 財務	3 5
第 1 節 資産・負債等	3 5
1. 資産	3 5
2. 負債	3 6
3. 正味財産	3 6
4. 遊休財産	3 7
第 2 節 収入・費用等	3 9
1. 収入	3 9
(1) 寄附金	3 9
【コラム④ 日本全国の寄附総額と公益法人への寄附】	4 0
(2) 会費（公益社団法人）	4 1
2. 公益目的事業の費用・収入	4 1
(1) 公益目的事業費用	4 1
【コラム⑤ 公益法人の公益目的事業の規模】	4 2
(2) 公益目的事業収入	4 3
第 4 章 税制	4 4
第 1 節 公益法人に対する寄附に係る税制	4 4
1. 個人が支出する寄附金についての特例（所得税）	4 4
(1) 所得控除	4 4
(2) 税額控除	4 5
2. 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）	4 6
3. 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例	4 6
第 2 節 公益法人自らに係る税制	4 7
1. 公益目的事業の非課税の特例（法人税）	4 7
2. みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）	4 7
3. 利子・配当金に係る所得税の非課税の特例（所得税）	4 7
第 3 節 消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例措置	4 8
第 4 節 公益法人の寄附金収入に関する実態調査	4 9
第 5 章 監督	5 1
第 1 節 立入検査等	5 1
1. 立入検査	5 1

	2. 報告徴収	5 2
第 2 節	勧告・命令・公益認定の取消し	5 4
	1. 勧告	5 4
	2. 命令	5 5
	3. 公益認定の取消し	5 6
補章 1	移行法人の概況	5 7
第 1 節	法人数等	5 7
	1. 移行法人数	5 7
	2. 移行認可の申請とその処理	5 8
	(1) 移行認可の申請	5 8
	(2) 認可処分	5 9
	(3) 不認可処分	6 0
	(4) 申請の取下げ等	6 1
	3. 法人数の変動等	6 1
	(1) 公益目的支出計画の完了等	6 2
	(2) 合併・解散等	6 3
	(3) 移行認可を受けた法人総数に対する割合	6 4
第 2 節	公益目的財産残額等	6 5
	1. 公益目的財産残額	6 5
	2. 年間公益目的支出額	6 6
	3. 公益目的支出計画の完了予定時期	6 7
	4. 変更認可	6 8
第 3 節	監督	6 9
	1. 報告及び検査	6 9
	2. 勧告及び命令	7 0
補章 2	特例民法法人の移行状況	7 2
第 1 節	移行期間における移行申請等の状況	7 2
	1. 特例民法法人の移行申請の状況	7 2
	2. 制度施行時と移行期間満了時の行政庁等の区分別法人数	7 3
	3. 移行を申請しなかった法人	7 4
第 2 節	移行申請中の特例民法法人	7 6
資料編 (資料目次及び資料)		7 7

(凡例)

- ◆本書で使用しているデータは、基本的に、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報（データ時点は原則平成 25 年 12 月 1 日現在）から算出している。ただし、第 1 章第 2 節「社員・役職員等」中「1. 社員等」、「1. (2) 各種の会員」及び「6. 職員」については、各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。
- ◆第 3 章及び補章 1 第 2 節の財務データは、平成 25 年 12 月 1 日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に、過去 1 年間に公益法人から行政庁に提出された事業報告等の内容を集計したものである。
- ◆経年データの「年度」は、公益法人制度改革の施行が 12 月 1 日であったこと等を踏まえ、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日まで（言わば「公益法人年度」）を用いることを基本としている。
(例) 平成 24 年度：平成 24 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日まで

ただし、第 4 章「税制」及び第 5 章「監督」については、通常の会計年度（各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）による。
- ◆移行期間開始時点の特例民法法人のデータについては、基本的に「特例民法法人に関する年次報告」平成 21 年度版（基本となる集計時点は平成 20 年 12 月 1 日）によっている。
- ◆本書で用いる法令の略称は、以下のとおりである。

「法人法」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
「法人法施行令」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成 19 年政令第 38 号）
「法人法施行規則」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）
「認定法」	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
「認定法施行令」	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号）
「認定法施行規則」	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）
「整備法」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

「整備法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 277 号）

「整備法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

なお、根拠法令の条項等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

<例> ○○法第 1 条第 2 項第 3 号：○○法 § 1 II ③

◆本書で用いる用語の説明は、以下のとおりである。

「特例民法法人」 改正前の民法第 34 条に基づき、主務官庁の許可を得て設立された社団法人及び財団法人をいう。特例社団法人及び特例財団法人から成る。

「一般法人」 法人法に定める一般社団法人及び一般財団法人をいう。

「公益法人」 認定法に定める公益社団法人及び公益財団法人をいう。

「行政庁」 認定法及び整備法に定める行政庁である内閣総理大臣（内閣府）及び都道府県知事（都道府県）をいう。

「移行期間」 新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間をいう。

「移行認定」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、整備法第 44 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。

「公益認定」 一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、認定法第 4 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。

「移行認可」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における一般社団法人又は一般財団法人となるために、その申請により、整備法第 45 条に基づいて行政庁から受ける認可をいう。

「移行申請」 特例民法法人が行う移行認定又は移行認可の申請をいう。

「認定の申請」 移行認定又は公益認定の申請をいう。

「公益認定の取消し」 認定法の規定に基づき行政庁が公益法人に対して行う処分の一つであり、これを受けた公益法人は公益法人でなくなる（移行認定を受けた法人は公益法人であり、この対象に含まれる。）。

